

東京における 都市計画道路 の整備方針

令和 8 (2026) 年 3 月
東京都・特別区・26市2町

Tokyo Policy for Planned Road Network

はじめに

道路は、都市を形成する最も基本的なインフラであり、長期的な視点から計画的な整備を展開するため、都内には約3,200kmの都市計画道路が定められています。

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。これにより、立ち遅れていた区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路等の整備が進み、首都東京の活力を生み出し、旺盛な社会・経済活動、防災活動などを支える礎となっています。

一方で、東京の都市計画道路の完成率は6割程度にとどまっており、交通、防災などに関する様々な課題が生じています。また、コロナ禍を経て、道路に対するニーズは大きく変化・多様化し、道路は通行の場としてだけでなく、にぎわいの場としての活用等も求められてきており、誰もが使いやすくスムーズな道路ネットワーク形成のほかに、人中心の空間の創出なども重要になってきています。

こうした中、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間が令和7年度までとなっていることや、激化する国際競争、気候危機の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、東京都、特別区及び26市2町は協働で、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定することとしました。

令和7年7月には「中間のまとめ」を、令和7年12月には「東京における都市計画道路の整備方針（案）」を公表し、皆様から御意見を頂きました。

その後、皆様からの御意見を参考に、東京都、特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進め、この度、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

今後、この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進め、都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市の実現を目指していきます。

整備方針の構成

「東京における都市計画道路の整備方針」では、東京を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、今後の「道路整備の視点」を整理し、道路整備の「基本理念」及び「基本目標」を定めます。これらの実現に向け「都市計画道路の必要性の検証」を実施し、必要性の高い路線の中から「優先整備路線の選定」を行います。また、完成済の都市計画道路等を対象に「道路空間の再編」を都内に展開するため、先導的なモデルケースとなるリーディング路線を選定します。

01

東京の都市計画道路の現状

02

東京を取り巻く社会情勢の変化

東京の道路を取り巻く課題

上位計画における東京の将来像

道路整備の視点

基本理念
基本目標

03

都市計画道路の必要性の検証

04

優先整備路線の選定

06

道路空間の再編

07

今後の都市計画道路整備 に向けた取組

基本理念と四つの基本目標

都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現



都市の強靱化
● 防災・輸送



人やモノの
自由な移動
● 活力・競争力



安全で快適な
道路空間の創出
● 憩い・にぎわい



都市環境の向上
● 景観・緑

都市計画道路とは

都市計画道路とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、長期的な観点から計画的な整備を進めるため、区域や構造などが都市計画に定められている道路のことです。都市計画道路は、その交通機能から幹線街路など以下の四つに区分され、これらを適切に組み合わせて、道路の機能が十分発揮できるように計画されています。都市計画道路の区域内では、将来における事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築に一定の制限が設けられています。

<都市計画道路の種別>

自動車専用道路

都市高速道路などの専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量かつ高速に処理する道路

都市高速道路4号線（新宿出口付近）



首都圏中央連絡道路（八王子JCT）



出典：首都高速道路株式会社HP、国土交通省関東地方整備局HP

幹線街路※

都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路

環状5の1号線（千駄ヶ谷）



町田3・3・36号線（旭町）



出典：STOCK EFFECTS IN TOKYO～東京におけるインフラ・ストック効果、東京都HP

区画街路

街区内の交通を集散させ、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路

北区画街路6号線



荒川区画街路3号線



出典：東京都HP

特殊街路

自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路

港歩行者専用道8号線



立川9・6・1号線（立川南駅）



出典：2023年土木学会デザイン賞
第12回全国街路事業コンクール

※ 幹線街路：都市計画法に基づく道路種別を指します。区部では、放射線、環状線及び補助線街路を指します。
多摩では、名称「区分三」の都市計画道路（都市計画道路の6種別のうち「区分三」に該当するもの）を指します。
例「町田③・3・36」の場合、○で囲んだ名称の部分が「3」と表記されている街路

目次

01 東京の都市計画 道路の現状

- 1 都市計画道路の整備状況 8
- 2 都市計画道路の整備効果 14

02 道路整備の 「基本理念」及び「基本目標」

- 1 東京を取り巻く社会情勢の変化 20
- 2 東京の道路を取り巻く課題 28
- 3 上位計画における東京の将来像 32
- 4 今後の道路整備の視点 35
- 5 道路整備の「基本理念」及び「基本目標」 36
- 6 都市計画道路整備の方向性 39
- 7 整備方針に定める基本的事項及び策定手順 40

03 都市計画道路 の必要性の検証

- 1 「都市計画道路の必要性の検証」の考え方 42
- 2 「都市計画道路の必要性の検証」項目の内容 44
- 3 「都市計画道路の必要性の検証」結果（廃止候補路線） 51
- 4 計画内容再検討路線 55
- 5 新たな都市計画道路の検討 65

目次

05 都市計画道路区域内の 建築制限への対応

- | | |
|-----------|-----|
| 1 建築制限の緩和 | 108 |
| 2 概成道路の検証 | 111 |

07 今後の都市計画 道路整備に向けた取組

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 今後の都市計画道路の在り方 | 144 |
| 2 都市計画道路整備の促進 | 146 |
| 3 今後の都市計画道路の検討 | 150 |

04 優先整備路線の選定 （第五次事業化計画）

- | | |
|--------------------|----|
| 1 「優先整備路線の選定」の考え方 | 70 |
| 2 「優先整備路線の選定」項目の内容 | 71 |
| 3 優先整備路線の選定 | 76 |
| 4 優先整備路線の整備効果 | 96 |

06 道路空間の再編 （東京ストリート＋（プラス））

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 「道路空間の再編」の取組方針 | 118 |
| 2 リーディング路線の選定 | 126 |
| 3 リーディング路線の整備の進め方 | 141 |

08 参考資料

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 整備方針に位置づけた路線まとめ | 152 |
| 2 検討体制 | 153 |
| 3 これまでの都市計画道路整備 | 157 |
| 4 お問い合わせ先 | 165 |

